

緊急用務空域の設定に関する Q & A

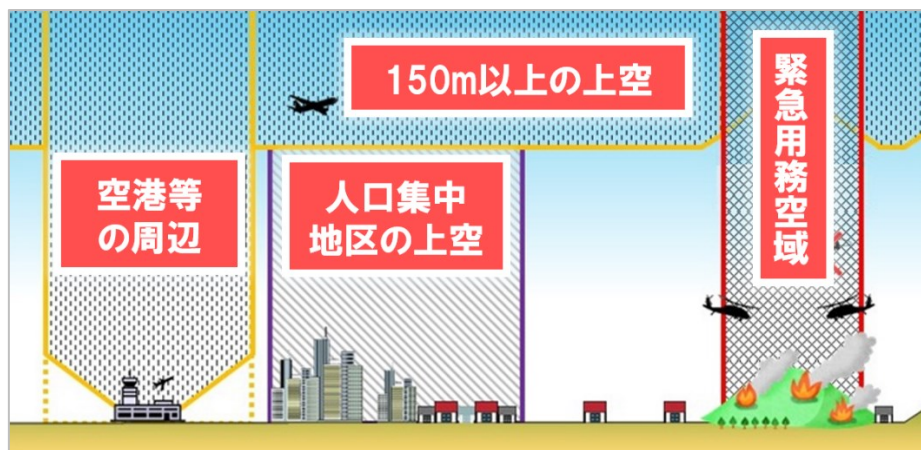
国土交通省 航空局

Q.1 「緊急用務空域」とはどのような場合に新たに指定されるのでしょうか。

A.1 令和 3 年 6 月 1 日以降、災害等の規模に応じ、捜索、救助等活動のため緊急用務を行う航空機の飛行が想定される場合に、ドローン・ラジコン機等の飛行が原則禁止される『緊急用務空域』が新たに指定されます。

(※規制対象は 100g 以上の無人航空機に限らず、すべての機体が対象です)

ドローン・ラジコン機等を飛行させる方には、飛行開始前に、飛行させる空域が『緊急用務空域』に該当するか否かの確認義務が課されます。



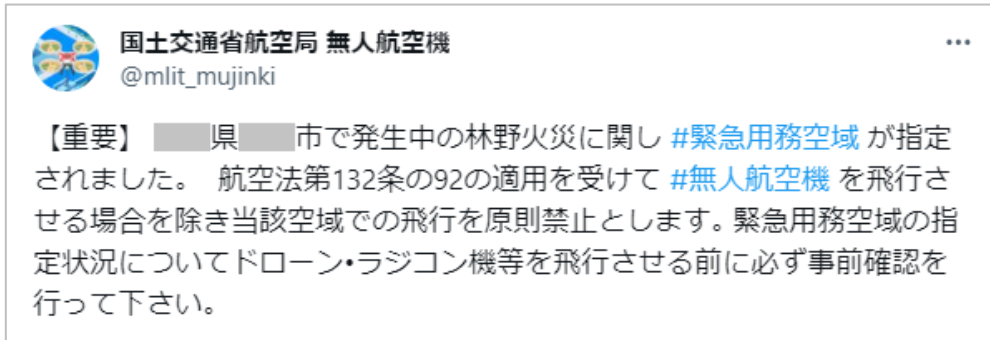
- ◆ 空港等の周辺の空域、緊急用務空域、150m 以上の上空
 - ☞ 航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域 (法 132 条の 85 第 1 項第 1 号)
 - ◆ 人口集中地区の上空
 - ☞ 人または家屋の密集している地域の上空 (法 132 条の 85 第 1 項第 2 号)
- ※ 空港等の周辺、150m 以上の上空、人口集中地区の上空の飛行許可があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。無人航空機を飛行する前には、飛行させる空域が緊急用務空域に設定されていないことを確認してください。

Q.2 「緊急用務空域」は飛行前にどのように確認すればよいのでしょうか。

A.2 災害等の規模に応じ、国土交通大臣がその都度『緊急用務空域』を指定し、航空局ホームページ、X（旧 Twitter）にて周知します。

ドローン・ラジコン機等を飛行させる前に『緊急用務空域』の確認を必ず実施してください。

【X（旧 Twitter）ポスト例】



※ X(旧 Twitter)アカウント： @mlit_mujinki （ https://twitter.com/mlit_mujinki ）

【航空局ホームページ公示イメージ】

令和〇年度緊急用務空域 公示第〇号

国土交通省

〇〇県〇〇市内で発生した林野火災について、以下のとおり国土交通大臣による航空法第132条の85による無人航空機の飛行禁止空域の指定を行いました。
なお、航空法第134条の3による航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（凧、気球等）の許可及び通報についても適用になります。

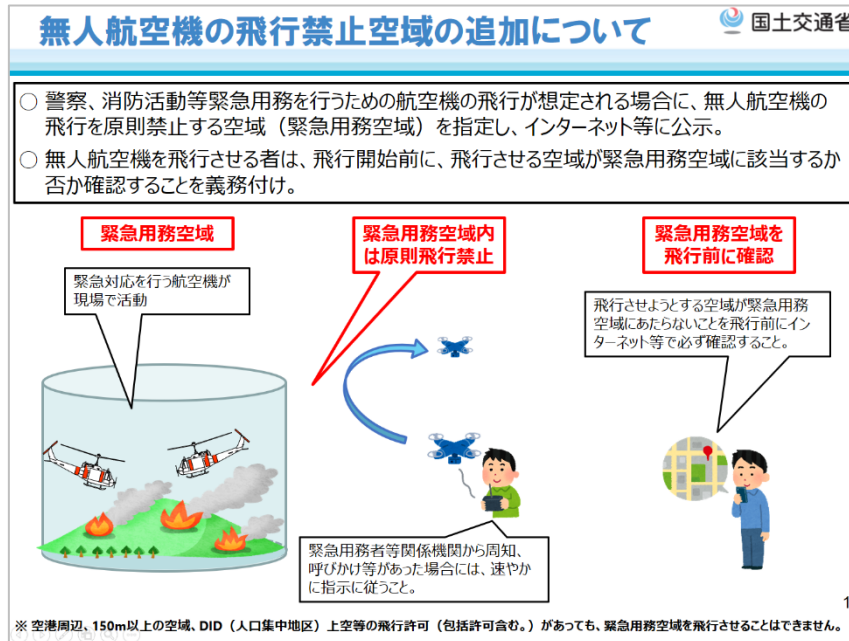
- 公示日時：令和〇年〇月〇日〇時〇分
- 公示管理者：国土交通省航空局
- 公示管理番号：令和〇年度緊急用務空域 公示第〇号
- 公示本文：次のとおり航空法第132条の85第1項第1号の規定により令和〇年度緊急用務空域第〇号を指定する。
- A) 関係都道府県：〇〇県（E項に詳述）
- B) 開始：令和〇年〇月〇日〇時〇分
- C) 終了：別途通知するまで
- D) 時間帯：日出 / 日没
- E) 区域：以下、A～D地点で示す地点で囲む範囲(〇〇県〇〇市)
 - A地点（北緯〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒）
 - B地点（北緯〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒）
 - C地点（北緯〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒）
 - D地点（北緯〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒）
- F) 下限高度：地上
- G) 上限高度：〇〇m

公示空域（〇〇県〇〇市）

航空法第132条の92の適用を受けて飛行させる場合を除き、当該空域での無人航空機の飛行を原則禁止とします。
なお、今後の状況に応じ、緊急用務空域を指定する期間・範囲・高度を変更する可能性があります。
航空局ホームページ等において、最新の情報を確認してください。

Q.3 「緊急用務空域」はどのような場合に飛行させることが出来るでしょうか。

A.3 無人航空機を飛行させる者（航空法第 132 条の 92 の適用を受けて無人航空機を飛行させる者を除く。）は、飛行エリアに新たに『緊急用務空域』が指定された場合、速やかに飛行を中止させる必要があります。



空港周辺、150m 以上の空域、DID（人口集中地区）上空等の飛行許可（包括許可含む。）があっても、新たに設定される飛行禁止空域（緊急用務空域）を飛行させることはできません。

緊急用務者等関係機関等から飛行中止の指示があるかないかによらず、当該空域での飛行を継続させた場合、航空法違反の対象となります。

なお、飛行の目的が「災害等の報道取材やインフラ点検・保守など、『緊急用務空域』の指定の変更又は解除を待たずして飛行させることが真に必要と認められる飛行」に限り、新たに国土交通大臣の飛行許可を取得してください。

※航空法第 132 条の 92（**捜索、救助等の特例**）

第 132 条の 85、第 132 条の 86（第 1 項を除く。）及び第 132 条の 87 から第 132 条の 89 までの規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

Q.4 飛行中の飛行経路に「緊急用務空域」が設定された場合、どのように確認し、どのように対処すればよいのでしょうか。

A.4 飛行中は、操縦者・補助者が協力して、航空機の接近に常に注意し、必要に応じて飛行を中断するなどにより、他の航空機の運航を妨げることのないようにします。

特に、自然災害等が発生した場合には、飛行直前に確認した時点で飛行予定のなかった空域を、急に緊急用務の航空機が飛行することがあることを常に意識し、飛行経路周辺の気象・海象の変化や周囲の雑踏、騒音の変化などに注意を払います。

飛行中、操縦者は飛行に専念することが求められることから、補助者・運航管理部門が「緊急用務空域」の設定等の情報を収集し、トランシーバー等により操縦者に対して必要な指示・助言を与えるようにしてください。

合わせて、必要に応じ飛行マニュアルに位置付けることを検討してください。

以上